



共同名義の海外ジョイント口座は相続財産に該当せず

～東京地裁、子の相続分請求を棄却／夫の死亡により自動的に妻に～

日本の法律では認められていませんが、海外の合有（ジョイント・テナンシー）という形態のジョイント口座の相続財産性についての判決が東京地裁で言い渡されました。この判断は、東京高裁でも維持されている模様です（TAINS未入手）。（国税庁の質疑応答事例は下記を参照）。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/sozoku/02/07.htm>

（平成26年7月8日東京地裁、TAINSコードZ999-5322）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、夫が、預貯金等の金融資産等について、子である原告甲に10分の6、妻である被告乙に10分の4を相続させるという遺言をしていたところ、バンク・オブ・ハワイの海外預金が相続財産であり、遺言で定めた金融資産等に当たるとして、甲が、乙に対し、その10分の6の支払を求めたのに対し、乙が、この預金はジョイント・アカウント（共同名義口座）であって、相続財産を構成しないと主張して争った事案であり、これらの預金が相続財産を構成する財産に当たるか否かが主たる争点となりました。

2 東京地裁の判断

亡夫Aの相続については、亡Aの本国法である日本法が準拠法となるから、どのような財産が相続財産となるかについては相続準拠法である日本の法律によって定められる。他方、ある財産ないし権利が相続財産となるためには、相続の客体性、被相続性を有することが必要であるところ、相続の客体となり得るか否かは当該財産ないし権利の属性の問題であって、当該財産ないし権利に内在するものというべきであるから、法律行為の成立及び効力の問題として、法の適用に関する通則法7条及び8条が定める準拠法によって判断されることになる。

バンク・オブ・ハワイとの本件預金契約では、預金口座は、預金口座が所在する地の法律により規律されるとの定めがあるから、本件預金に適用される個別準拠法はハワイ州法である。

本件預金はジョイント・アカウントとして、亡A及び被告が合有により所有していたものであり、日本法には同様の預金契約ないし共同名義人が合有により所有する預金債権はそもそも法律制度として存在していないことから、本件預金が相続の客体となり得るか否かを判断するについては、ハワイ州法において、ジョイント・アカウントをどのような制度としてハワイ州法の法秩序全体が構成されているかに配慮しつつ検討すべきである。

ハワイ州法は、相続手続のほかに、死亡を原因とする財産移転の制度としてジョイント・テナンシー（合有）の概念を持っているのであり—中略—、ジョイント・アカウントの死亡名義人の財産は、少なくとも死亡時においては、制度として定められた生存名義人が所有するという以外の財産の移転を予定していないものといえるのであり、他への一般的な移転可能性はないものと解されるから、ジョイント・アカウントは、共同名義人の死亡時においては、相続により移転することができず、他への一般的な移転可能性もない財産としてハワイ州法が定めているものと認めるのが相当である。

したがって、ジョイント・アカウントは、個別準拠法上、相続の客体とならないものとして、法秩序に組み込まれた制度であるというべきであり、本件預金は相続の客体とはなり得ないから、亡Aの相続財産を構成しないものと解される。（税法データベース編集室 朝倉 洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判10頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。